「東京タクシー共通乗車券」をお持ちのお客様へ

平素より東京のタクシーをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、永年に亘りご愛顧いただきました「東京タクシー共通乗車券」につきましては、 平成21年3月の発行停止より10年以上が経過したこと、また、昨今の支払手段の多様 化やキャッシュレスの環境下を踏まえ、<u>令和5年3月末日をもってご利用を終了</u>させてい ただくこととしました。

今日までのご利用に対し深く感謝申し上げますと共に、利用終了につきまして何卒ご理 解賜わりますようお願い申し上げます。

乗車券をお持ちの方は、令和5年3月末日までにご利用くださいますようお願いいたします。

また、今後、タクシーご利用の見込みがないお客様におかれましては、令和5年1月1日から同年3月31日までの間、乗車券の払戻しに応じさせていただきますので、下記のとおりお申し出ください。

記

○払戻しを行う発行者

社団法人 東京乗用旅客自動車協会

(現 一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会)

○払戻しを行う金券の種類

「東京タクシー共通乗車券」

券面額:10円、50円、100円、200円、500円、3,000円、5,000円、10,000円(割引券を含む)11種類

○払戻しのお申出期間

令和5年1月1日から令和5年3月31日まで(当日消印有効)

令和5年4月1日以降は、消滅時効の援用により乗車券のご利用・払戻しのいずれにも 応じかねますので、ご留意ください。

○お申出方法

お客様のお名前、ご住所、日中のご連絡先電話番号(請求書と金券の枚数に相違がある場合、ご連絡することがあります)、本人と判る身分証明(運転免許証、健康保険証など)の写し、お振込み先銀行口座及び金券枚数「東京タクシー共通乗車券請求書」(当協会ホームページに掲載)に記載の上、請求書に記載された金券の枚数又は冊数分を添えて当協会総務部宛までご郵送ください。

(請求書がご用意できないお客様につきましては、お申出いただくことにより、ご郵送させていただきます。)

○払戻し方法

毎月、月末までに到着したものについては、請求書と金券の内容を照合した後、翌月 25日(祝祭日の場合は翌日)にご指定の銀行口座へお振込みいたします。

【お問合せ先】

〒102-0074 東京都千代田区九段南四丁目8番13号 自動車会館ビル6階 一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 総務部経理担当 TEL 03-3264-8080 FAX 03-3221-7665

お問い合わせは、平日の午前9時00分~午後5時00分までとさせていただきます。